

1 用語の定義・説明

Q 1-1 月次支援金とは？

A 正式には「緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金」といい、中小企業庁が緊急事態宣言等の影響を受けた事業者に支給するものです。2021年4月分から、毎月申請することができます。(詳細は以下のHP参照)
https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html

Q 1-2 対象月とは？

A 本年(2021)年8月又は9月で、基準月と比べて売上が50%以上減少したとして、申請者が選択した月です。基準月と同月(年は別)である必要があります。

Q 1-3 基準月とは？

A 比較の基になる2019年または2020年の8月又は9月から選択した月のことです。

2 支給対象者について

(1) 事業を行う地域

Q 2-1-1 法人の場合、本店又は主たる事務所が長野県外に所在する事業者は、申請ができるか？

A 申請できません。対象月及び申請日時時点で、本店が長野県内に所在する必要があります。履歴事項全部証明書等の書類で確認します。

Q 2-1-2 個人事業者の場合、住所が長野県外にある事業者は、申請ができるか？

A 申請できません。対象月及び申請日時時点で、住所が長野県内にある必要があります。身分証明書類で確認します。

Q 2-1-3 納税地の判断はいつの時点で行うか？

A 原則、直前の納税地が県内かどうかで判断しますが、確定申告後に新規開業や本店または住所の移転があった場合は、必要に応じて証明する書類を求める場合があります。

(2) 新型コロナウイルスの影響

Q 2-2 新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けたかどうか、どのように判断するか？

A 申請要領の選択肢から売上減少理由を選択していただき判断します。なお、選択肢に該当項目がない場合は、具体的な理由を記載していただき個別に判断します。

(3) 対象となる事業形態について

Q 2-3-1 必要な営業許可の期限が切れている場合は申請ができるか？

A 対象月及び申請日時点において、期限切れを含め必要な営業許可を取っていない場合は申請できません。

Q 2-3-2 対象外としている公共団体とはどのような団体か？

A 法人税法別表第一で定める国立大学法人、地方公共団体、土地改良区などが公共法人に該当します。詳細は以下のHPでご確認ください。なお、財産区は特別地方公共団体であるため、対象となりません。

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=340AC0000000034>

Q 2-3-3 アパートや駐車場などの不動産の賃貸を行っている場合は申請ができるか？

A 事業収入として確定申告を行っている場合は申請可能です。不動産収入として確定申告している場合は原則申請できませんが、税務申告で事業的規模と認められるか、県の不動産貸付業認定基準を満たしている場合は申請が可能です。この場合、原則、県税の納付書の控えの写しをご提出ください。

Q 2-3-4 無店舗型の事業や、移動販売による事業は申請ができるか？

A 事業収入があり確定申告を行っていれば申請が可能です。

Q 2-3-5 いわゆる「フリーランス」の事業者は申請ができるか？

A 事業収入があり確定申告を行っていれば申請が可能です。

Q 2-3-6 被雇用者(会社員、パート社員、アルバイト従業員等)は申請ができるか？

A 給与とは別に事業収入があり、確定申告を行っていれば申請が可能です。公務員等で安定的な給与収入を得られている方は、事業で生計を立てたり、雇用を維持している方を応援するという趣旨をご理解いただき、ご遠慮いただきますようお願いいたします。

Q 2-3-7 被扶養者は、対象外となっているが、どのように判定するのか？

A 健康保険制度の「被扶養者」に該当するか否かで判断します。なお、提出の際は「保険者番号及び被保険者等記号・番号等」にマスキング(黒塗り)がされているか確認したうえで提出をお願いします。

第2弾(8月～9月分)

- Q 2-3-8 農業者は申請できるか？その場合に注意点はありますか？
A 売上の減少が新型コロナの影響であれば申請できます。なお、基準月の売上は、年間平均やその月の入金額ではなく、その月に発生した取引額で算出してください。
- Q 2-3-9 任意団体は申請ができるか？
A 人格なき社団として「事業収入」を確定申告しており、その他の必要な要件に適合すれば対象となります。
- Q 2-3-10 任意団体として申請をする場合の上限額はいくらか？
A 上限40万円となります。(法人に準じます。)
- Q 2-3-11 主たる事業収入を、雑所得、給与所得として申告している場合は、申請ができるか？
A 業務委託契約に基づく収入が主たる収入(他の収入を下回らない)であれば、申請ができます。業務委託契約書など契約を証明する書類の添付をお願いします。
- Q 2-3-12 新規開業者は申請ができるか？
A 2021年3月までに開業し、同年4月までに開業届を提出している方は申請可能です。2021年4月から7月までに開業した方は事務局へご相談ください。
- Q 2-3-13 承継についてはどのような場合に対象になるか。
A 様々なケースが考えられることから、状況を個別にお伺いする必要がありますので、まずはお問い合わせください。

(4) 廃業、休業等について

- Q 2-4-1 廃業した場合、申請ができるか？
A 申請できません。申請日時点において営業を行っており、今後も事業を継続する意思があることが支給要件になります。
- Q 2-4-2 休業している場合、申請ができるか？事業を継続する意思はどのように確認するのか？
A 原則として、対象月に事業収入があることが条件です。無い場合は遅くとも申請日までに事業活動を再開している必要があります。
- Q 2-4-3 休業している場合、事業の再開はどのように確認をするのか？
A 営業が再開された月の売上台帳の提出をお願いします。
- Q 2-4-4 休業等により対象月の売上げが0円の場合は事業の継続をどのように確認するのか？
A 対象月以降で売上がわかる売上台帳等または事業活動の証明ができる資料の提出をお願いします。

(5) 重複受給について

- Q 2-5-1 月次支援金と特別応援金 第2弾のどちらを選べばよいか？
A まずは月次支援金の対象となるかをご検討ください。特別応援金 第2弾が1回限りなのに対して、月次支援金は月毎に受給できる可能性があります。
- Q 2-5-2 月次支援金を申請している場合、特別応援金 第2弾の申請は可能か？
A 特別応援金の受付期間終了までに、8月分又は9月分の月次支援金の審査結果が判明する見通しが立たない場合は、特別応援金の申請が可能です。その場合、特別応援金の支給には、月次支援金の審査結果(月次支援金が受給できないことを証明する書類)の送付が必要になります。なお、4月分～7月分と10月分以降の月次支援金のみを申請する(している)場合は、特別応援金 第2弾の申請は可能です。
※ 国の月次支援金受給者情報をもとに、重複して申請していないか確認を行うとともに、重複して受給していた場合は、返還を求めます。
- Q 2-5-3 月次支援金を申請し不支給となった場合、特別応援金 第2弾の申請はできるか？
A 受付期間内であれば申請可能です。
- Q 2-5-4 受給していても申請できる給付金等があるか？
A 国の一時支援金、国の月次支援金(4～7月分と10月分以降)、長野県新型コロナ拡大防止協力金、雇用調整助成金との併用受給は可能です。

3 添付する書類について

(1) 確定申告書類、売上台帳

- Q 3-1-1 確定申告の義務がないため確定申告書の控えがないが、どうすればよいか？
A 事業収入にかかる住民税の申告書の控え、当該年度の課税証明書又は非課税証明書、納税証明書(事業所得金額の記載のあるもの)などを提出してください。
- Q 3-1-2 電子申告のため、税務署の受付印が押印されていないが、申請はできるか？
A 電子申告の場合、受付印は押印されないため、受付日時の印字された「受信通知」等を添付してください。

- Q 3-1-3 青色申告書を行っているが、基準月の売上はどのように証明すればよいか？
 A 原則青色申告決算書の「月別売上(収入)金額」欄で確認します。同欄が未記入の場合は、併せて基準月の売上台帳を提出してください。
- Q 3-1-4 白色申告のため確定申告書に月毎の売上が記載されていないが、どのように売上を証明すればよいか？
 A 白色申告の方は、確定申告書のほか、基準月の売上台帳により確認します。

(2) 本人確認書類

- Q 3-2-1 転居や結婚等により運転免許証に記載された住所・氏名が申請書と一致していないが、この場合は何を提出すればよいか？
 A 運転免許証の裏面に変更後の住所や氏名の記載がある場合は、それで確認が可能です。記載がない場合は住民票を提出してください。
- Q 3-2-2 マイナンバー通知カードを本人確認書類としてもよいか？
 A 本人確認書類にはできません。運転免許証(両面)の写し、マイナンバーカード(表)の写し、住民票などの提出をお願いします。
- Q 3-2-3 健康保険証の住所を現住所の身分証明書類としてもよいか？
 印字された住所ではないため、運転免許証等印字された証明書の提出をお願いします。なお、被扶養者確認のため、健康保険証を提出していただきますが、「保険者番号及び被保険者等記号・番号等」をマスキング(黒塗り)したうえでご提出をお願いします。

4 申請書の作成について

(1) 振込口座の記載について

- Q 4-1-1 特別応援金 第2弾の振込先金融機関はどこでもよいか？
 A ネット銀行を含む、国内全ての金融機関を指定できます。
- Q 4-1-2 振込先口座は当座でもよいか？
 A 当座を指定できます。当座は振込通帳が無い場合、代わりに当座番号照合表や取引明細書の口座番号が確認できる書類の写しの提出をお願いします。

(2) 売上高の算出

- Q 4-2-1 県外の支店や営業所の売上は含めるのか？
 A 売上に含めます。確定申告を行った全ての事業所の合計の売上を事業収入として比較を行ってください。ただし、新型コロナウイルス関連の給付金は除いてください。
- Q 4-2-2 8月又は9月を比較したところ、ある一月だけ、50%以上減少していたが申請ができるか？
 A 申請が可能です。
- Q 4-2-3 様式2で原則2019年と比較するとしているが、2020年の事業収入と比較してもよいか？
 A 可能です。その場合は、事業収入額から、新型コロナの発生に対応する各種給付金を除外してから、計算してください。以下に除外する給付金の具体例を示します。
 持続化給付金、家賃支援給付金、雇用調整助成金、長野県新型コロナウイルス拡大防止協力金、長野県コロナ特別対応型持続化支援事業補助金、長野県飲食・サービス業等新型コロナウイルス対策応援補助金、長野県観光関連サービス業等生産性向上支援補助金、その他国、県、市町村から受給した経営・雇用支援を目的とした各種給付金
- Q 4-2-4 月の収入はどのように計算するのか？月内に入金された金額でよいか？
 A 基準月については原則確定申告から転記し、対象月についても同等の取り扱いで帳簿を作成し、比較してください。特に、農業など月毎の売上の差が大きい業種については、その月に提供した仕事(発生時点)で計算してください。入金のタイミングは必ずしも関係ありません。
- Q 4-2-5 事業以外の収入(不動産、利子、給与、雑所得等)は含めるのか？
 A 原則として含めません。ただし、業務委託契約で得た報酬を給与又は雑所得として計上し、確定申告を行っている場合は、その金額分を含めます。この場合、添付書類に当該報酬の根拠となる契約書等を追加して下さい。
- Q 4-2-6 複数の事業を実施している場合は、どのように比較するのか？
 A 同一法人による事業、同一の個人による事業については、確定申告した金額(事業全体の合計額)と事業全体の対象月の売上高で比較してください。
- Q 4-2-7 売上算出における2019年の消費税の計算は1.08ではないのか。
 A 簡易的に計算する場合は基準月、対象月とも1.1で除す方法をお願いします。これは2021年の消費税は軽減税率により1.08と1.10が混在する可能性があるためです。台帳等から消費税額が確認できる場合は正確な数字で申請いただくことも可能です。

第2弾(8月～9月分)

(3) 番号等の記載

Q 4-3-1 法人番号はどうやって調べるのか？

A 以下の国税庁の法人番号公表サイトでご確認いただけます。
<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>
また、平日は以下の連絡先にお問い合わせもできます。
国税庁法人番号管理室 電話番号:0120-053-161

Q 4-3-2 金融機関のコード、支店コードはどうやって調べるのか？

A キャッシュカード等から確認ができます。それでもご不明の場合は各金融機関にお問い合わせください。

(4) 申請額・申請単位

Q 4-4-1 8～9月の毎月分の申請ができるか？

A 申請は1回限りです。いずれかの月を選んでください。

Q 4-4-2 申請は事業者毎か？それとも事業所(店舗)毎か？

A 事業者毎になります。長野県内に複数の事業所(店舗)があっても申請できるのは1回です。

Q 4-4-3 実際の支給金額はどのように算出するのか？

A 支給金額は、基準月の売上高から、対象月の売上高を引いた金額となり、消費税は除き1,000円未満は切り捨てます。(法人等40万円、個人事業者20万円の上限設定があります。)

5 審査について

(1) 書類の不足や不備に対する補正について

Q 5-1 書類不足などの不備がある場合、追加提出書類はいつまでに提出すればよいのか？

A 提出期限は、追加や補正を依頼する際にお伝えします。なお、指定された期日までにご対応いただけない場合に、不支給となる場合がありますので、ご注意ください。

(2) 審査結果、支給金額の通知方法、支払いの時期

Q 5-2-1 申請から支払いまでどのくらいかかるか？

A 書類に不備がない場合は、申請受付から1か月以内を目途に振込を行う予定ですが、受付開始直後や受付期限直前等で申請が集中した場合は、さらに、お待ちいただく可能性がございますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

Q 5-2-2 支給及び不支給の通知はあるのか？

A 受理した申請については「支給」又は「不支給」のいずれかの通知を行います。また、支給通知と前後して、指定された銀行口座に応援金を入金します。

Q 5-2-3 振込口座は、申請者名と別名でもよいのか？

A 一致する必要があります。個人の氏名に屋号等が含まれる場合、その屋号等が主たる事業におけるものと判断できれば支給する場合があります。

Q 5-2-4 任意団体の場合、代表者の個人名の口座に振り込みが可能か？

A その場合、振込はできません。団体の名称が入った口座名義が必要になります。

(3) その他

Q 5-3-1 特別応援金は課税の対象となるか？税務上の処理はどうしたらよいのか？

A 収入として課税の対象となります。詳しくは、所管する税務署にご相談ください。なお、消費税等については不課税(課税対象外)となります。

Q 5-3-2 金銭的な負担はあるか？

A 応援金を支給する前に、県及び委託先の事務局が費用等を請求することは絶対にありません。そういった詐欺行為には十分にお気を付けください。申請書や追加書類を郵送していただく場合、簡易書留など追跡ができる方法での郵送をお願いしており、こちらの郵送費用の負担をお願いしています。

Q 5-3-3 申請期間に遅れた場合はどうなるか？

A 受付は、一切できませんので、期間の厳守をお願いします。

Q 5-3-4 自署について、印鑑に代えることは可能か？

A 印字された法人代表者の役職・氏名又は個人の氏名について、実印が押印してあれば、自署に代えることができます。